初山別村新規漁業就業者支援事業

研修終了から1年以内に経営開始

就業相談マッチング

新規漁業就業者

原則として、年齢が四五歳未満の方

初山別村漁業就業支援協議会

（村、漁協、振興局、水産技術指導所、漁業者）

（漁業フェア、研修計画作成、研修支援、事業承継のマッチング）

親方登録制度

指導魚家の登録

漁業後継者

初山別村で既に漁業を営む方と同一生計の方が独立若しくは自立して経営を行う、五十歳未満の方

研修期間（3年以内）

道立漁業研修所

【漁業人材育成総合支援事業】
〇次世代人材投資（準備型）
・150万円/年・2年以内

親方研修

【漁業人材育成総合支援事業】
〇長期研修支援事業（独立型）
・親方に月28万2千円/月上限・3年以内
・研修者と雇用契約を結び賃金支給
・無線、船舶免許取得費助成
・漁業研修支援金50万円（1年目のみ）
・住宅料　1/2助成(月額15千円限度）
・国保、国年　1/2助成
※住宅料、国保、国年の合計は年間50万円を限度

●地域おこし協力隊として漁業研修
・委託料18万5千円/月・3年以内
・住宅料
・国保、国年　1/2助成
・無線、船舶免許取得費助成

親元研修

・無線、船舶免許取得費助成　1/2助成

自立経営開始（5年以内）

新規漁業開始型

①漁業就業祝い金
・10万円

②就業準備支援金
・船舶、漁具等の取得費の3/4以内375万円を限度（1回限り）

③経営自立安定支援金
・1月につき12万5千円（1年間最大150万円）を3年間

※前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
※出漁日数基準を満たさない場合は支給しない。

④漁業制度資金借入金補助
・借入金残高の1/10補助(20万円を限度）（5年間）

⑤固定資産税の漁業分補助
・納付相当額の1/2補助（5年間）

⑥漁港使用料補助
・自己負担額の1/2補助（5年間）

⑦住宅料補助
・自己負担額の1/2補助（月1万5千円を限度）（5年間）

※④～⑦の合計は年間50万円を限度

経営移譲開始型

①漁業就業祝い金
・10万円

②就業準備支援金
・船舶、漁具等の取得費の3/4以内375万円を限度（1回限り）

③経営承継安定支援金
・1月につき12万5千円（1年間最大150万円）を3年間
※前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
※出漁日数基準を満たさない場合は支給しない。
※新たな漁業権を取得し、3年以上継続して経営の多角化を図る。

④住宅料補助
・自己負担額の1/2補助（月1万5千円を限度）（5年間）
・住宅取得・増改築の1/2補助（50万円を限度）（1回限り）
※賃貸住宅の契約者または、所有住宅の名義が漁業後継者本人のものに限る。

役場経済課　〒078-4492 初山別村字初山別96-1 TEL0164-67-2211　Fax67-2298 E-mail : keizai.suisan@vill.shosanbetsu.lg.jp
北るもい漁業協同組合初山別支所　〒078-4431初山別村字初山別361　TEL0164-67-2034 Fax67-2090